

認可地縁団体の手引き

【令和3年11月26日作成】

和水町

目 次

1	はじめに	P.2
2	地縁団体とは	P.3
3	地縁団体の認可要件	P.3
4	認可後の権利と義務	P.4
5	留意事項	P.4
6	申請に必要な書類	P.4
7	認可申請の手続	P.5
8	認可後の地縁団体	P.7
【参考資料】		
9	Q&A（よくある質問と回答）	P.10
10	各種届出様式	P.12～
①	認可申請書	P.12
②	自治会規約の例	P.13～P.17
③	総会議事録の例	P.18～19
④	構成員名簿	P.20
⑤	自治会事業報告書	P.21
⑥	会長就任承諾書	P.22
⑦	告示事項変更届出書	P.23
⑧	規約変更認可申請書	P.24
⑨	地縁団体台帳謄本交付申請書	P.25
⑩	認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書	P.26

1 はじめに

地縁による団体の法人化の制度ができる以前は、町内会・自治会等は「権利能力なき社団」と位置付けられ、団体名義で不動産登記をすることができないため、町内会長や役員などの個人名義や、共有名義で登記されている場合が多くありました。

しかし、個人名義や共有名義の登記は、名義人の転居などにより、町内会等の構成員でなくなった場合に名義の変更や相続関係などの問題が生じてきました。

こうした問題を解決するため、平成3年4月に地方自治法の一部が改正され、集会施設等の建物・土地等の財産を所有する（取得予定を含む。）町内会等が、一定の法的要件を満たせば、法人格を取得し、不動産登記ができるようになりました。

この手引きは、町内会・自治会等が、法に基づき法人格を取得する際の申請手続きなどを、できるだけわかりやすく整理したものです。

【認可地縁団体制度の見直しについて】

● 表決権の行使の電子化（令和3年9月1日施行）

認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、規約又は総会の決議により、書面による表決に代えて、電磁的方法により表決をすることができるものとされました。

● 認可を受けるための要件の見直し（令和3年11月26日施行）

不動産等の保有の予定有無に関わらず、許可を受けることができるようになりました。

2 地縁団体とは

地縁団体とは、地方自治法第260条の2第1項に「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義されており、区域に住所を有することのみを構成員の資格としているものです。したがって、自治会、町内会のように区域に住所を有する人が誰でも構成員となれる団体は、原則として地縁団体と考えられます。

これに対し、青年団や婦人会、老人クラブ、スポーツ少年団、伝統芸能保存会等のように、構成員となるために性別や年齢等の条件が必要な団体や、活動の目的が限定されている団体は地縁団体とは考えられません。

3 地縁団体の認可要件

町長の認可を得るためには、次の4つの要件を満たしていることが必要です。

- ① 良好な地域社会の維持、形成のための地域的な共同活動を目的とし、実際に行っていること。
(注) 活動の目的が、スポーツや社会福祉活動など特定されている場合は、認可の対象となりません。
- ② 地縁による団体の区域が安定的であり、客観的に明確であること。
(注) 構成員のみならず、他の住民からもその区域の境界が客観的に明らかであることが必要です。
- ③ 区域の全住民に構成員となる資格があり、実際に相当数の住民が加入していること。
(注) 相当数の判断は、町内会等への加入状況も勘案しますが、一般的にその区域の住民の過半数をいいます。
- ④ 地方自治法に則った規約を定めていること。

4 認可後の権利と義務

- 不動産をはじめとする資産の登記ができます。
- 契約をはじめとする法律行為の主体となることができます。
- 地方自治法の規定に基づいた運営、取り扱いをしなければなりません。
- 法人として納税の義務を負います。
- 各種届出や事務手続きが必要となります（団体の規約、代表者、事務所等の変更、税務関係）。

5 留意事項

- 特定の政党のための活動をすることはできません。
- 正当な理由なく住民の加入を拒否することはできません。

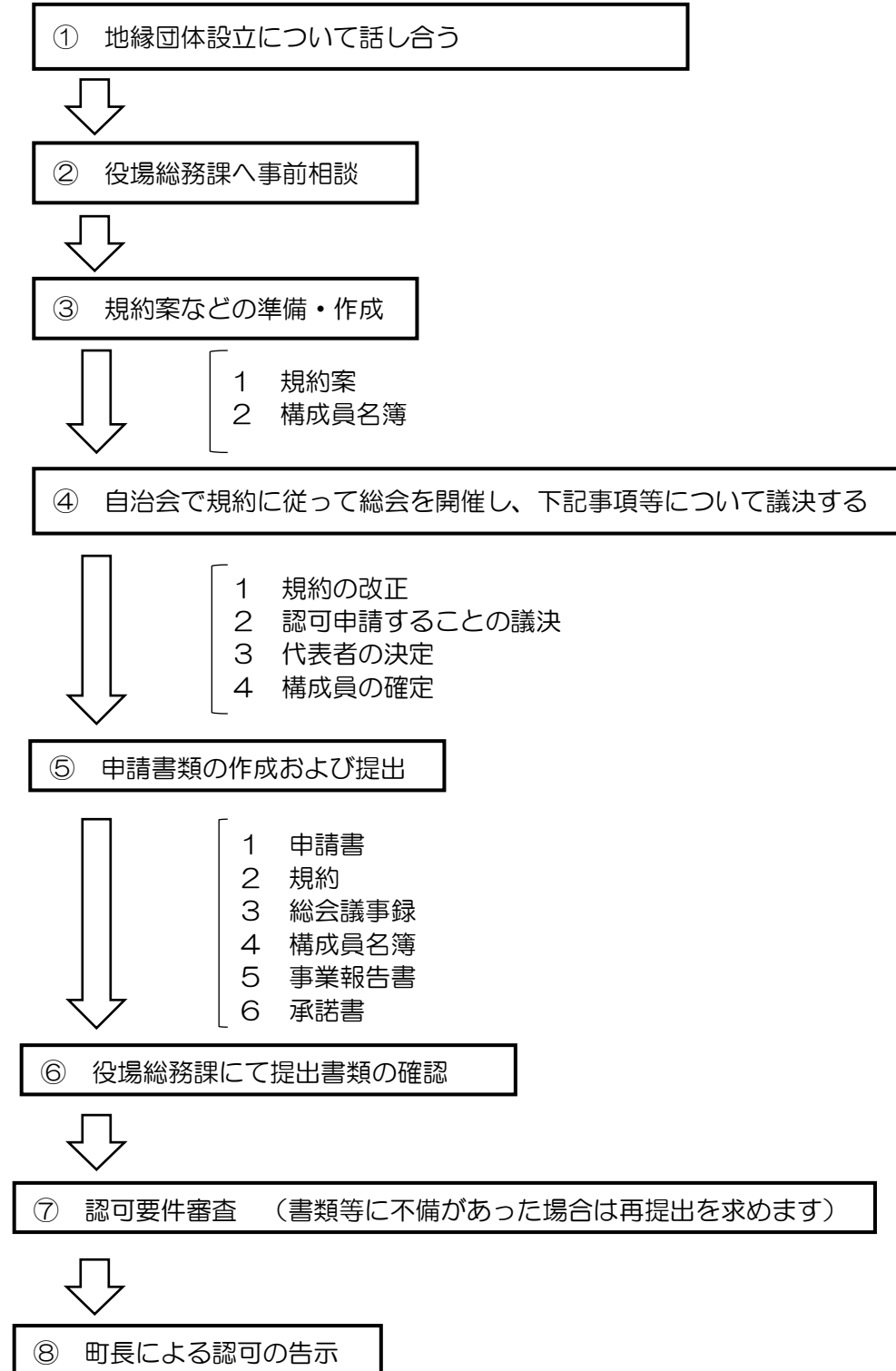
6 申請に必要な書類

認可の申請に必要な書類は、主に以下の6つです。

- ① 認可申請書
- ② 規約
- ③ 総会議事録
- ④ 構成員名簿
- ⑤ 事業報告書
- ⑥ 承諾書

7 認可申請の手続

【実際に認可申請を行う場合は、下記の流れとなります。】



- ① 地縁団体設立について話し合う。
地縁による団体が法人格を得るための認可の申請を行うためには、当該団体の規約に基づき召集された総会において、認可を申請する旨の議決を行う必要があります。申請を行う前に、地縁団体設立について話し合いを行ってください。
- ② 役場総務課へ事前相談
団体で認可の申請を行うという判断になったら、役場総務課へご相談ください。申請の流れなどを確認します。
- ③ 規約案などの準備・作成
自治会規約の例を参考に規約案、団体の構成員名簿を作成してください。次項④の総会で使用します。
- ④ 自治会で規約に従って総会を開催し、下記事項等について議決する。
総会を開催し、1. 作成した規約案の決定（改正）、2. 認可申請することの議決、3. 代表者の決定、4. 構成員の確定 を行ってください。
- ⑤ 申請書類の作成および提出
総会で申請することが決定したら、申請書類を作成します。P.12～の様式を用いて、書類を作成してください。
- ⑥ 役場総務課にて提出書類の確認
1. 申請書 2. 規約 3. 総会議事録 4. 構成員名簿 5. 事業報告書
6. 承諾書 を総務課に提出してください。必要書類が揃っているか確認します。
- ⑦ 認可要件審査
書類の内容を確認します。書類等に不備があった場合は、再提出を求めます。
- ⑧ 町長による認可の告示
認可したことを告示するとともに、代表者へ認可についての通知文を送付します。

8 認可後の地縁団体

① 認可地縁団体の運営等

(1) 総会の開催

- ・通常総会・・・少なくとも年1回開催する。
- ・臨時総会・・・会長が必要と認めたととき、会員の1/5以上から請求があったとき、監事から請求があったとき。

(2) 総会の機能

- ・事業報告書、収支決算の承認
- ・事業計画、収支予算の議決
- ・役割の選任、その他重要な事項の議決

(3) 役員及び任期

- ・会長 副会長 書記 会計 監事
- ・任期は、該当団体が決める

(4) 予算、決算

- ・予算・・・毎会計年度開始前に総会で議決
- ・決算・・・毎会計年度終了後にその年度末の財産目録とともに監事の監査を経て、総会で承認

② 告示事項の変更

名称、目的、区域、事務所、代表者の住所・氏名に変更が生じた場合は、速やかに役場に届け出てください。

【提出書類】

- ・告示事項変更届出書（P.23参照）
- ・告示された事項に変更があった旨を証する書類（議長及び議事録署名人の署名、押印のある総会の議事録の写し）

③ 規約の変更

規約の変更については、町長の認可を得る必要があります。

【提出書類】

- ・規約変更認可申請書（P.24参照）

- 規約変更を総会で議決したことを証する書類（議長及び議事録署名人の署名、押印のある総会の議事録の写し）

なお、規約変更の内容が告示事項の変更を伴う場合は、さらに②の提出書類を提出する必要があります。

④ 不動産登記

認可後は、団体（自治会）名義で不動産登記ができますので、法務局で手続きしてください。登記申請には、町長の発する証明書を添付する必要があります。「地縁団体台帳謄本交付申請書」（P.25参照）により請求してください。

※地縁団体台帳交付手数料 1通200円

⑤ 印鑑登録

不動産登録等に必要ない地縁団体の代表者の印鑑登録及び証明書の交付申請をすることができます。

【印鑑登録の申請に必要なもの】

- 認可地縁団体印鑑登録申請書（P.26参照）
- 地縁団体の印鑑
- 地縁団体の代表者個人の印鑑

【印鑑登録証明書の交付申請に必要なもの】

- 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（P.27参照）
- 印鑑登録された地縁団体の印鑑

※証明書交付手数料 1通200円

⑥ 地縁団体の認可の取り消し

- 認可地縁団体が、その目的を営利目的、政治目的等に変更したとき。
- 認可を受けた団体が相当の期間にわたって活動していないとき。
- 区域内の一部の住民について、正当な理由なく加入を認めないこととしたとき。
- 構成員が多数脱退し、「相当数の者」が構成員となっているとは認められなくなったとき。

- 地縁団体の代表者、構成員又は第三者が、詐欺、威迫等不正な手段により認可を受けたとき。

⑦ 地縁団体の解散

認可地縁団体が以下の1つに該当するとき、認可地縁団体は解散します。解散は町長に対して届出（町長による解散告示）、及び清算に伴う債権申出の公告（官報による公告）手続きが必要です。

- 規約に定めた解散事由が生じたとき。
- 破産したとき。
- 認可が取り消されたとき。
- 総構成員の4分の3以上承諾のある総会の決議があったとき（規約に別段の定めがある場合を除く）。
- 構成員が欠けたとき。

Q&A（よくある質問と回答）

Q1 認可地縁団体についてのメリット・デメリットを簡単に教えてください。

A1 認可地縁団体になることのメリットは、団体が法人格を取得することによって不動産を中心とする財産の管理を団体名義で行えるようになり管理がしやすくなることです。デメリットは、地方自治法の規定に基づいて、認可地縁団体となるための、また認可を受けた後においては認可地縁団体であり続けるための「要件」を満たすように運営を行ったり、書類を用意しなければならないことです。

Q2 住んでいる地域の自治会が認可地縁団体になったことによって、住民の生活に影響があるのですか。

A2 自治会の役員ではなく、一般の構成員（会員）の方であれば、特にこれまでの生活に影響を及ぼす部分はないと考えられます。認可地縁団体の運営上必要な総会の開催にあたり出席を求められたり、あるいは事前に委任状の用意を求められたりすることはあるかと思われませんが、これらは従来の自治会活動でも同じようなことがあったのではないのでしょうか。

Q3 自治会の役員の方が、自治会が認可地縁団体になるという話をしてきました。これにより、これまで支払ってきた自治会費が値上がりしたりすることはありますか。

A3 自治会が認可地縁団体になることと、会費が値上がりすることは全く関係ありません。ただ、一般的に会費の支払方法や金額はそれぞれの団体の規約に定められており、自治会が認可地縁団体になる際にこれまでの規約が改正（変更）されたり、あらたに定められたりすることがありますので、それに伴って従来からの会費額が変更となる場合があります。いずれにしても規約の変更の際には総会等が開催されますので、疑問点があれば出席して積極的に疑問を解消することが大切です。

Q4 これまで自治会に加入していませんでしたが、地元の自治会の役員の方

が、認可地縁団体を申請するから加入してほしいと言ってきました。これは必ず加入しなければならないのでしょうか。

A 4 原則として、自治会のような団体はいわゆる任意加入の団体であり、加入・非加入はそれぞれの個人（又は会則等によっては世帯）の意思に委ねられています。認可地縁団体であってもこの原則に変更はなく、区域内に住んでいれば構成員となることができるというだけであって、必ずしも構成員となる必要はありませんが、どの団体も生活に密着した地域課題の解決のために活動している団体ですので、一度、構成員となることを検討してみてください。

Q 5 自治会は地元住民の自主的で自立な地域活動の場と理解していました。認可地縁団体となるにあたり、町長に申請を行いますが、今後の活動は町長の監督を受けることになるのですか。そうであれば、自治会活動の趣旨がゆがめられるのではないのでしょうか。

A 5 認可地縁団体となられても、町長は当該団体に対して一般的指揮監督権限は持ちません。町長は認可の審査にあたり、代表者が提出した必要書類を基に認可の用権を満たすかどうかを判断しますが、それはあくまで要件審査であり審査過程で町長の裁量が入る余地はありません。また、自治会活動等そのものに介入することはありません。

Q 6 不動産を保有していなくても、地縁による団体として認可の対象となりますか。

A 6 これまでは現に不動産を保有しているか、または保有する予定があることが認可を受ける要件でしたが、制度の見直し後は、不動産等の保有(予定も含む)の有無に関わらず、地域的な共同活動を円滑に行うため町長の認可を受けることができるようになりました。

Q 7 外国人であっても地縁による団体の構成員になり得ますか。

A 7 地縁による団体の構成員は、自然たる住民であり、外国人であっても、住民であれば地縁による団体の構成員として含みます。

認可申請書

様式（地方自治法施行規則様式）

年 月 日

和水町長 様

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

印

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規程により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを称する書類

〇〇区自治会規約

第1章 総 則

(目的)

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同生活を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧版の回付等区域住民の相互連絡を図る活動
- (2) 清掃、美化等区域内の環境整備作りの活動
- (3) 会員相互の親睦と融和を図るための各種活動
- (4) 自治会保有財産及び施設の適正な運用と維持管理
- (5) 慣習的行事の計画及び実行

(名称)

第2条 本会は、〇〇区自治会 と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、和水町が定めた行政区割による〇〇区の区域とする。

(附則事項)

第4条 本会の規則の他に別紙〇〇規程を定めるものとする。

(事務所)

第5条 本会の事務所は、熊本県玉名郡和水町〇〇〇番地（公民館）に置く。

第2章 会 員

(会員)

第6条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。ただし、本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費（区費）を納入しなければならない。

(入会)

第8条 第3条に定める区域に住所を有する者とする。

(退会等)

第9条 会員は、次の各号の一つに該当する場合は、退会したものとする

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合。ただし、本人の申出により、引続き会員の資格を有することができるものとする。
- (2) 会員が死亡し、又は行方不明者となり失踪宣言を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役 員

(役員等)

第10条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人

- (3) 書記 1人
- (4) 会計 1人
- (5) 監事 2人

(役員を選任)

第11条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

(役員職務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は、会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の管理状況を監査すること
- (2) 会長、副会長、その他の役員及び会計の業務執行の状況を監査すること
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行状況について、不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること

4 会計担当役員は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 役員が任期途中で退任し、その後任として選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第14条 役員については、その任期中といえども、総会において解任することができる。

2 前項の決議は、全会員の3分の2以上に当る多数を以て決する。

第4章 総 会

(総会)

第15条 本会の総会は、毎年1回の通常総会を開催し、必要に応じて臨時総会を開催するものとする。

(総会構成)

第16条 総会は、会員をもって構成する。

(総会権能)

第17条 総会は、この規約及び次に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を決議する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認
- (3) 予算の決定及び決算の承認

(総会の開催)

第18条 通常総会は、毎年度1月に開催する。

2 臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催することができる。

(総会の招集)

第19条 総会は、会長が招集する。

(総会の議長)

第20条 総会議長は、会長がこれに当る。但し、その総会において、出席した会員の中から選任することを妨げない。

(総会の定足数)

第21条 総会は、全会員の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

(総会の議決)

第22条 総会の議決は、この規定に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数(表決委任者を含む)

(3) 開催目的、議事事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。ただし、監事についても役員会に出席し、意見を述べる事が出来る。この場合につき、監事には表決権はないものとする。

(役員会の機能)

第25条 役員会は、この規定で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の召集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったときは、その請求のあった日から10日以内に役員会を召集しなければならない。

3 役員会を召集するときは、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当る。ただし、会長が役員会に出席できない場合は、他の役員において議長を選任する。

(役員会の定足数)

第28条 役員会には、第20条、第21条及び第24条の規定を準用する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入(預金利子など)
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の取得及び処理)

第31条 本会において、固定資産を取得し、又は処分し、担保に提供する場合には、総会において全会員の4分の3以上の議決を必要とする。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支払い、並びに弁済する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が役員会に諮って作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て、定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等を作成し、監事の監査を受け、当該年度内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において全会員の4分の3以上の議決を得、かつ、和 вод町長の許可を受けなければ変更することは出来ない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決において解散する場合は、全会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において全会員の4分の3以上の議決を得て本会の類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第8章 通知及び公告

(通知及び公告)

第39条 総会及び役員会において議決した事項については、全会員に通知又は公告することを要する。公告は事務所においてするものとする。

第9章 雑 則

(備付帳簿及び書類)

第40条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等の資産の状況を示す書類、その他必要な帳簿及び書類を備えておかななければならない。ただし、上記書類等の保管者として会長が保管するも差し支えないものとする。

(委任)

第41条 この規約の施行に関し、必要な事項は役員会が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、和水町長の認可日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から 年 月 日までとする。

〇〇区自治会 総会議事録

1. 日 時 〇〇年〇〇月〇〇日（日） 午前〇時〇〇分から〇時〇〇分まで
2. 場 所 〇〇公民館
3. 会員総数 100名
4. 出席者 80名（うち委任状による出席10名）
5. 議 事

*会員総数100名に対し、出席者80名その内委任状による出席者10名で会議は成立した旨を報告し開会を行う。

*議長の選出について
熊本太郎を指名し、全員意義なく決定した。

*議事録署名者の選任について
菊水一郎及び三加和二郎の2名を指名し、全員意義なく決定した。

*〇〇年度事業報告について
和水太郎より趣旨説明の後、質疑に入るも質疑なし。採決の結果全員意義なく原案のとおり議決した。

*〇〇年度収支決算について
和水太郎より趣旨説明の後、質疑に入るも質疑なし。採決の結果全員意義なく原案のとおり議決した。

*地縁団体認可申請について
和水太郎より趣旨説明の後、質疑に入るも質疑なし。採決の結果全員意義なく原案のとおり議決した。

*〇〇区自治会規約について
和水太郎より趣旨説明の後、質疑に入るも質疑なし。採決の結果全員意義なく原案のとおり議決した。

*◎◎年度事業計画について
和水太郎より趣旨説明の後、質疑に入るも質疑なし。採決の結果全員意義なく原案のとおり議決した。

*◎◎年度収支予算について

和水太郎より趣旨説明の後、質疑に入るも質疑なし。採決の結果全員意義なく原案のとおり議決した。

*役員を選出について

和水太郎より趣旨説明の後、以下の者を指名推薦した。

会 長 和水二郎

副会長 菊水太郎

書 記 三加和一郎

会 計 和水三郎

採決の結果全員意義なく議決した。

*以上で、付議された議案は全て終了いたしました。

これにて〇〇区自治会総会を終了した。

午前9時30分閉会

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

年 月 日

議 長 熊 本 太 郎 ㊟

署名員 菊 水 一 郎 ㊟

署名員 三 加 和 二 郎㊟

【自署押印すること】

様式

自治会構成員名簿

団体の名称

年 月 日現在

氏 名	住 所	備 考

様式

自治会事業報告書

団体の名称

実施月	事業名
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
3月	

様式

承 諾 書

私は、自治会長として自治会の代表者になることを承諾します。
(任期： 年 月 日から 年 月 日まで)

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

※自署・押印

様式（地方自治法施行規則様式）

年 月 日

和水町長 様

地縁による団体の名称及び
事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

印

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更があった事項及びその内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

様式（地方自治法施行規則様式）

年 月 日

和水町長 様

地縁による団体の名称及び
事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

印

規約変更認可申請書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

地縁団体台帳謄本交付申請書

年 月 日

和水町長 様

住所
氏名

下記地縁団体台帳の謄本を請求いたします。

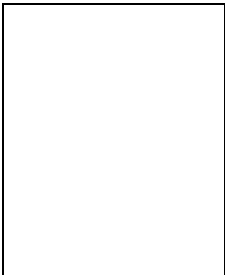
名称	
事務所	
使用目的	
提出先	
通数	通

様式第1号(第3条関係)

認可地縁団体印鑑登録申請書

和水町長 様

年 月 日

登録しようとする 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の事務所の所在地		和水町	番地
	(施設名)			
	(資格) 氏名	() 印	生年月日	年 月 日
住所		和水町	番地	

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者 本人 住所 和水町 番地
 代理人 氏名

(注意事項)

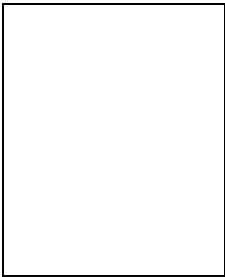
- この申請は、本人が自ら手続してください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 登録しようとしている認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- 氏名の次には和水町において登録されている個人の印鑑を押印してください。
- 資格()の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

様式第3号(第7条関係)

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

和水町長 様

年 月 日

登録されている 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名称		区自治会	
	認可地縁団体の事務所の所在地		熊本県玉名郡 和水町 番地 施設名	
	(資格) 氏名	(代表者) 氏名 ①	生年月日	昭和 年 月 日
	住所		熊本県玉名郡 和水町 番地	

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書 枚の交付を申請します。

申請者 本人 住所 和水町 番地
代理人 氏名

(注意事項)

- この申請は、本人が自ら手続してください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 資格()の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。